

# 令和3年度コミュニティ・スクールモデル事業の実施について

## 1 目的

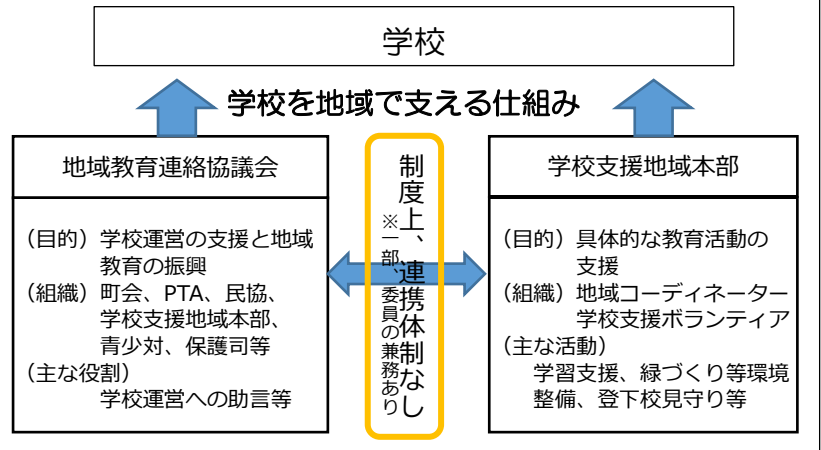
子どもたちを取り巻く社会状況や学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、地域の教育力を生かした「地域とともにある学校づくり」を目指すため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）制度の導入に向けたモデル校を設置し、導入効果を検証しながら設置校の拡充を検討していく。

## 2 これまでの経緯

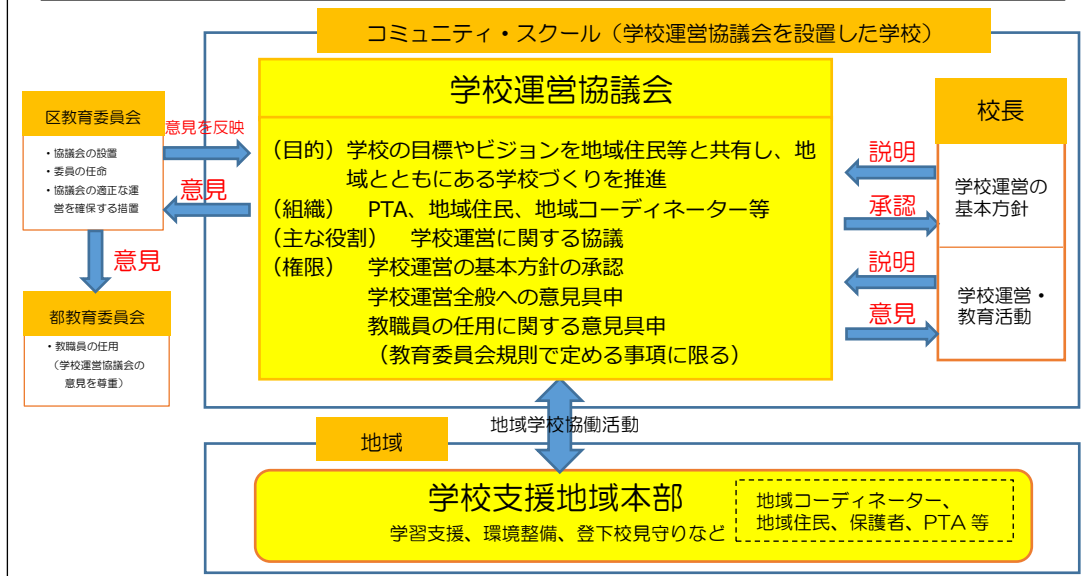
- 平成16年：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、地域の特色を生かした学校運営を目的とした、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）創設。
- 平成29年：中央教育審議会答申を踏まえ、CS設置の努力義務化や、その役割の充実などを内容とする地教行法改正（平成29年施行）、CSの設置が教育委員会の努力義務となる。
- 令和元年：区はCSに関する調査研究実施、導入効果を検証しながら段階的に設置校の拡充を検討する旨報告書を作成。

※参考：令和元年5月現在、全国で7,601校（22都道府県・695市区町村の教育委員会）がCSを導入。

## 3 大田区の現状



## 4 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）制度のイメージ



## 5 今後のスケジュール

- 令和2年 9月：事業実施校の募集
- 令和2年10月：モデル校選考・決定（5校）  
 ⇒馬込第三小・久原小・道塚小・大森第二中・大森第三中
- 令和2年11月から令和3年3月：モデル事業事前調整
- 令和3年度：モデル事業実施（地域教育連絡協議会での制度説明、設置規則等調整）
- 令和4年度以降：順次、設置校拡大多定